

第 18 回足立区選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和6年9月17日（火）10時00分
 - 2 場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室
 - 3 議 案 第40号議案 在外選挙人名簿の抹消および登録について
第41号議案 令和7年裁判員候補者予定者の選定について
第42号議案 令和7年検察審査員候補者予定者の選定について
 - 4 報 告 報告第28号 会議等の日程について
 - 5 その他
-

第40号議案 在外選挙人名簿の抹消および登録について

資料1～2ページ

第41号議案 令和7年裁判員候補者予定者の選定について

資料3～7ページ

第42号議案 令和7年検察審査員候補者予定者の選定について

資料8～17ページ

報告第28号 会議等の日程について

資料18ページ

第40号議案 在外選挙人名簿の抹消および登録について

当区の在外選挙人名簿登録者であった者が、死亡及び国内の区市町村の住民基本台帳に登録され4か月経過した者は公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿から抹消しなければならない。9月17日現在で4か月を経過する等、本日までの抹消者については次のとおりとする。

また、在外選挙人名簿への登録の移転について、以下のとおり行う。

事 項		男	女	計
9月2日現在の登録者数		184	266	450
9月3日から9月17日までの抹消者数		0	1	1
今 回 の 登録者数	最終住所によるもの	0	0	0
	本 籍 に よ る も の	0	0	0
今回の登録移転者数		1	0	1
9月17日現在の登録者数		185	265	450

登録の移転：中華人民共和国 1名

抹消：アメリカ合衆国 1名

国別一覧2ページ

第40号議案資料

(参考) 国別・男女別在外選挙人名簿登録者数

令和6年9月17日現在

国名等	男	女	男女計
アメリカ合衆国	41	74	115
ドイツ	11	23	34
大韓民国	5	24	29
オーストラリア	7	16	23
タイ	14	7	21
英国(イギリス)	6	15	21
フランス	6	13	19
中華人民共和国	8	10	18
ブラジル	10	6	16
シンガポール	7	7	14
カナダ		14	14
フィリピン	9	3	12
台湾	7	2	9
オランダ	2	6	8
スイス	1	6	7
イタリア		6	6
インドネシア	2	3	5
ロシア	4		4
アラブ首長国連邦	3	1	4
マレーシア	2	2	4
エクアドル	2	1	3
ガボン	2	1	3
メキシコ		3	3
フィジー	2		2
ブルガリア	2		2
ベトナム	2		2
アルゼンチン	1	1	2
オーストリア	1	1	2
ガーナ	1	1	2
チュニジア	1	1	2
ニュージーランド	1	1	2
パキスタン	1	1	2
パラグアイ	1	1	2
ベルギー	1	1	2
ミャンマー	1	1	2
リトアニア	1	1	2
イスラエル	1		1
ウルグアイ	1		1
オマーン	1		1
カメルーン	1		1
カンボジア	1		1
ギニア	1		1
コロンビア	1		1
サウジアラビア	1		1
チェコ	1		1
チリ	1		1
パラオ	1		1
バングラデシュ	1		1
ベナン	1		1
ペラルーシ	1		1
マダガスカル	1		1
南アフリカ共和国	1		1
モーリタニア	1		1
モンゴル	1		1
ルクセンブルク	1		1
レバノン	1		1
アイルランド		1	1
エストニア		1	1
ギリシャ		1	1
スウェーデン		1	1
スペイン		1	1
スリランカ		1	1
ドミニカ共和国		1	1
トルコ		1	1
ポーランド		1	1
ポルトガル		1	1
マラウイ		1	1
ヨルダン		1	1
	185	265	450

令和 7 年 裁判員候補者予定者の選定

1 根拠法令

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 20 条、第 21 条及び第 24 条
足立区裁判員候補者予定者選定要領

2 足立区の裁判員候補者数

令和 6 年 8 月 26 日付け、東京地方裁判所長より割当てのあった人数の
1, 254 人とする。

3 選定の方法

1 の根拠法令に基づき、選挙人名簿登録者（有権者）から、くじにより選定する。

(1) 予定者選定のくじは、選挙人名簿管理システムにおける裁判員・検察審査会
抽選管理を利用し行う。

(2) 裁判員・検察審査会抽選管理で使用する有権者情報は、令和 6 年 9 月 1 日の
定時登録時の選挙人名簿登録者から失権者（公職選挙法第 11 条若しくは第
252 条、又は政治資金規正法第 28 条の規定により選挙権を有しなくなっ
た旨の表示がなされている者）をあらかじめ除いたものとする。

(3) くじの作動は委員長又は委員長が指定した者が行う。

(4) 裁判員候補者予定者の決定

ア、このくじにより決定された者を裁判員候補者予定者とする。

イ、裁判員候補者予定者名簿の記載順は、裁判員・検察審査会抽選管理による
くじにより表示された順とする。

【参 考】

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（抜粋）

（裁判員候補者の員数の割当て及び通知）

第二十条 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年九月一日まで
に、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これ
を市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前項の裁判員候補者の員数は、最高裁判所規則で定めるところにより、地方裁判
所が対象事件の取扱状況その他の事項を勘案して算定した数とする。

（裁判員候補者予定者名簿の調製）

第二十一条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人
名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数

の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。
- 3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

（裁判員候補者の補充の場合の措置）

第二十四条 地方裁判所は、第二十条第一項の規定により通知をした年の次年において、その年に必要な裁判員候補者を補充する必要があると認めたときは、最高裁判所規則で定めるところにより、速やかに、その補充する裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

- 2 前三条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十二条中「第二十条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに」とあるのは「速やかに」と、前条第一項中「した裁判員候補者名簿」とあるのは「追加した裁判員候補者名簿」と、同条第四項ただし書中「送付した年の次年」とあるのは「送付した年」と読み替えるものとする。

足立区裁判員候補者予定者選定要領

（趣旨）

第1条 この要領は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）第20条（裁判員候補者の員数の割当て及び通知）、第21条（裁判員候補者予定者名簿の調製）及び第24条（裁判員候補者の補充の場合の措置）の規定に基づき、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う裁判員候補者予定者（以下「予定者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予定者の選定人数）

第2条 前条の予定者の人数は、裁判員法第20条及び第21条の規定により、東京地方裁判所から割り当てられた候補者の員数である。

（選定の方法）

第3条 予定者選定に関する事務は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）がこれを処理する。

- 2 予定者選定のくじは、足立区選挙名簿管理システムにおける裁判員抽選管理（以下「抽選管理」という。）を利用し行うこととする。

- 3 抽選管理で使用する有権者情報は、毎年9月の定時登録時の選挙人名簿に登録されている者とする。ただし、9月の定時登録時から当該くじを行う日までの間に別に選挙人名簿登録があった場合は、その名簿に登録されている者とする。
- 4 くじの実施にあたり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を、あらかじめ除かなければならない。
- 5 抽選管理によるくじの作動は、委員長又は委員長が指定した者が行う。
- 6 裁判員候補者予定者名簿の記載順は、抽選管理によるくじにより表示された順とする。

（選定録の作成）

第4条 委員長は、別記様式により選定録を作成し、選定のてん末を記録する。

2 選定録は、委員会において1年間これを保存する。

（予定者の補充）

第5条 裁判員法第24条第1項の規定により、候補者を補充する必要があるとして地方裁判所からその員数の割当て通知を受けたときは、上記に準じて予定者を選定する。その選定は、通知を受けたときの最新の選挙人名簿（ただし、同一年度内に既に予定者となった者は除く。）に基づいて行う。

足立区裁判員候補者予定者選定録

1 選定日時 令和6年9月17日 時 分

2 選定場所 足立区中央本町一丁目17番1号
足立区役所 南館6階 選挙管理委員会室

3 選定結果 別途、電子記録媒体に保存したとおり

4 選定者（くじの動作を行った者）

選挙管理委員会委員長

氏 名 _____

以上の記録は、事実と相違ありません。

選挙管理委員

氏 名 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

〒120-8510

足立区中央本町1-17-1

足立区選挙管理委員会 御中

足立区長 殿

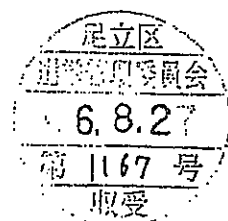
令和6年8月26日

東京地方裁判所長 渡 部 勇 次

裁判員候補者の割当員数等について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第20条第1項に基づき、裁判員候補者の員数について、足立区に1,254人を割り当てましたので通知します。また、併せて、裁判員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条第2項に基づいて照会します。

ついては、9月27日までに裁判員候補者予定者名簿に本籍を付して、当裁判所に送付してください（同法第22条、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成19年最高裁判所規則第7号）第10条）。



令和7年 検察審査員候補者予定者の選定

1 根拠法令

検察審査会法第9条及び第10条
同法施行令第4条
足立区検察審査員候補者予定者選定要領

2 足立区の検察審査員候補者数

令和6年8月26日付け、東京第一から第六検察審査会事務局長より割当てのあった数（以下のとおり）とする。

東京第一検察審査会	27人
東京第二検察審査会	27人
東京第三検察審査会	27人
東京第四検察審査会	27人
東京第五検察審査会	27人
東京第六検察審査会	27人

合計162名

3 選定の方法

1の根拠法令に基づき、選挙人名簿の登録者（有権者）から、くじにより選定する。

- (1) 予定者選定のくじは選挙人名簿管理システムにおける裁判員・検察審査会抽選管理を利用し行う。
- (2) 裁判員・検察審査会抽選管理で使用する有権者情報は、令和6年9月1日の定時登録時の選挙人名簿登録者から失権者（公職選挙法第11条若しくは第252条、又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者）をあらかじめ除いたものとする。
- (3) くじの作動は委員長又は委員長が指定した者が行う。
- (4) 検察審査員候補者予定者の決定
 - ア、このくじにより決定された者を各審査会の検察審査員候補者予定者とする。
 - イ、検察審査員候補者予定者名簿の記載順は、裁判員・検察審査会抽選管理によるくじにより表示された順とする。

【参考】

検察審査会法（抜粋）

〔審査員候補者の員数〕

第九条 検察審査会事務局長は、毎年九月一日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

② 検察審査員候補者は、各検察審査会ごとに、第一群から第四群までの四群に分け、各群の員数は、それぞれ百人とする。〔審査員候補者の選定〕

第十条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第一群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

② 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

③ 検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

検察審査会法施行令（抜粋）

〔候補者の予定者の選定〕

第四条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村を管轄区域とする検察審査会が二個以上ある場合において、法第十条第一項の規定により候補者の予定者を選定するときは、同一人を二個以上の検察審査会の候補者の予定者に選定してはならない。

足立区検察審査員候補者予定者選定要領

（趣旨）

第1条 この要領は、検察審査会法（昭和23年法律第147号）第9条（検察審査員候補者の員数の割当て及び通知）及び第10条（検察審査員候補者予定者名簿の調製）並びに検察審査会法施行令（昭和23年政令第354号）第4条の規定に基づき、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う検察審査員候補者予定者（以下「予定者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予定者の選定人数)

第2条 前条の予定者の人数は、検察審査会法第9条及び第10条の規定により、各検察審査会事務局長からそれぞれ第1群から第4群までに割り当てられた候補者の員数である。

(選定の方法)

第3条 予定者選定に関する事務は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）がこれを処理する。

- 2 予定者選定のくじは、足立区選挙名簿管理システムにおける検察審査員抽選管理（以下「抽選管理」という。）を利用し行うこととし、前条に規定された選定人数を検察審査会ごとに、選挙人名簿登録者の中から選定する。
- 3 抽選管理で使用する有権者情報は、毎年9月の定時登録時の選挙人名簿に登録されている者とする。ただし、9月の定時登録時から当該くじを行う日までの間に別に選挙人名簿登録があった場合は、その名簿に登録されている者とする。
- 4 くじの実施にあたり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を、あらかじめ除かなければならない。
- 5 抽選管理によるくじの作動は、委員長又は委員長が指定した者が行う。
- 6 抽選管理によるくじは、東京第一検察審査会から東京第六検察審査会（以下「各審査会」という。）までを順に行うこととする。
- 7 各審査会の予定者の名簿記載順は、抽選管理によるくじにより表示された順とする。

(選定録の作成)

第4条 委員長は、別記様式により選定録を作成し、選定のてん末を記録する。

足立区検察審査員候補者予定者選定録

1 選定日時 令和6年9月17日 時 分

2 選定場所 足立区中央本町一丁目17番1号
足立区役所 南館6階 選挙管理委員会室

3 選定結果 別途、電子記録媒体に保存したとおり

4 選定者（くじの動作を行った者）

委員長が指定した者

・ 選挙管理委員会委員長

・ 選挙管理委員会委員長職務代理者

氏 名 _____

氏 名 _____

・ 選挙管理委員

・ 選挙管理委員

氏 名 _____

氏 名 _____

以上の記録は、事実と相違ありません。

選挙管理委員会委員長

氏 名 _____

選挙管理委員会委員長職務代理者

氏 名 _____

選挙管理委員

氏 名 _____

選挙管理委員

氏 名 _____

令和6年8月26日

足立区選挙管理委員会 御中

足 立 区 長 殿

東京第一検察審査会事務局長

検察審査員候補者の割当員数等について（通知）

検察審査会法第9条第1項に基づき、貴区町村に対する令和7年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

なお、検察審査員候補者予定者名簿については、同法第11条に基づく送付期限が10月15日となっていますが、事務処理の都合上9月27日までに上記名簿に本籍を付して、東京第一検察審査会事務局に送付してください。

記

割当員数	第1群	7人
	第2群	6人
	第3群	7人
	第4群	7人
	合 計	27人

8.8.28

令和6年8月26日

足立区選挙管理委員会 御中

足 立 区 長 殿

東京第二検察審査会

(差出人) 東京第一検察審査会事務局長

検察審査員候補者の割当員数等について (通知)

検察審査会法第9条第1項に基づき、貴区町村に対する令和7年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

なお、検察審査員候補者予定者名簿については、同法第11条に基づく送付期限が10月15日となっていますが、事務処理の都合上9月27日までに上記名簿に本籍を付して、東京第一検察審査会事務局に送付してください(同施行令第15条の2)。

記

割当員数	第1群	7人
	第2群	6人
	第3群	7人
	第4群	7人
	合 計	27人



令和6年8月26日

足立区選挙管理委員会 御中

足 立 区 長 殿

東京第三検察審査会

(差出人) 東京第一検察審査会事務局長

検察審査員候補者の割当員数等について (通知)

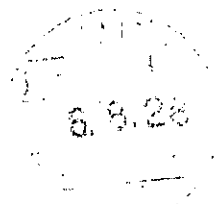
検察審査会法第9条第1項に基づき、貴区町村に対する令和7年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

なお、検察審査員候補者予定者名簿については、同法第11条に基づく送付期限が10月15日となっていますが、事務処理の都合上9月27日までに上記名簿に本籍を付して、東京第一検察審査会事務局に送付してください(同施行令第15条の2)。

記

割当員数	第1群	7人
	第2群	6人
	第3群	7人
	第4群	7人
	合 計	27人



令和6年8月26日

足立区選挙管理委員会 御中

足 立 区 長 殿

東京第四検察審査会

(差出人) 東京第一検察審査会事務局長

検察審査員候補者の割当員数等について (通知)

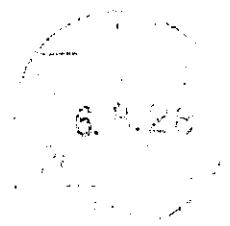
検察審査会法第9条第1項に基づき、貴区町村に対する令和7年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

なお、検察審査員候補者予定者名簿については、同法第11条に基づく送付期限が10月15日となっていますが、事務処理の都合上9月27日までに上記名簿に本籍を付して、東京第一検察審査会事務局に送付してください(同施行令第15条の2)。

記

割当員数	第1群	7人
	第2群	6人
	第3群	7人
	第4群	7人
	合 計	27人



令和6年8月26日

足立区選挙管理委員会 御中

足立区 長 殿

東京第五検察審査会

(差出人) 東京第一検察審査会事務局長

検察審査員候補者の割当員数等について (通知)

検察審査会法第9条第1項に基づき、貴区町村に対する令和7年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

なお、検察審査員候補者予定者名簿については、同法第11条に基づく送付期限が10月15日となっていますが、事務処理の都合上9月27日までに上記名簿に本籍を付して、東京第一検察審査会事務局に送付してください(同施行令第15条の2)。

記

割当員数	第1群	7人
	第2群	6人
	第3群	7人
	第4群	7人
	合 計	27人

8.28

令和6年8月26日

足立区選挙管理委員会 御中

足立区 長 殿

東京第六検察審査会

(差出人) 東京第一検察審査会事務局長

検察審査員候補者の割当員数等について (通知)

検察審査会法第9条第1項に基づき、貴区町村に対する令和7年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

なお、検察審査員候補者予定者名簿については、同法第11条に基づく送付期限が10月15日となっていますが、事務処理の都合上9月27日までに上記名簿に本籍を付して、東京第一検察審査会事務局に送付してください(同施行令第15条の2)。

記

割当員数	第1群	7人
	第2群	6人
	第3群	7人
	第4群	7人
	合 計	27人

月日(曜日)	時 間	事 項	会 場	出席者
10月1日(火)	午前10時	第19回定例会	選挙管理委員会室	全委員
	午後2時	足立区功労者表彰式	庁舎ホール	全委員
10月15日(火)	午前10時	第20回定例会	選挙管理委員会室	全委員
10月23日(水)	午前10時40分～ 午後0時30分 (午前10時集合)	出前授業	花畑北中学校	全委員
11月1日(金)	午前10時	第21回定例会	選挙管理委員会室	全委員
11月15日(金)	午前10時	第22回定例会	選挙管理委員会室	全委員
11月21日(木)	-	全国市区選管連合会理事会・研修会	大分県別府市 別府国際コンベンションセンター	全委員
12月2日(月)	午前10時	第23回定例会(定時登録)	選挙管理委員会室	全委員
12月12日(木)	午後2時00分 (午後1時集合)	荒川区合同明るい選挙推進員 セミナー	ムーブ町屋 (荒川7-50-9)	全委員
12月16日(月)	午前10時	第24回定例会	選挙管理委員会室	全委員
12月17日(火)	午後2時 (午後0時45分集合)	全選連東京支部・特選連共催 委員・局長合同研修会	赤坂区民ホール	全委員
12月 第3週		東京都選挙事務運営協議会総会	都庁第一本庁舎 5階大会議場	委員長
12月27日(金)	午後3時(予定)	仕事納め式	庁舎ホール	全委員
	午後3時50分	事務局仕事納め式	委員会室	

※定例会・臨時会は、開始15分前までに委員長室にお集まりください。

※日程は変更や追加になる場合がございますので、ご了承ください。